

静岡県過疎地域等政策支援員に係る業務委託 企画提案募集 補足資料

静岡県経営管理部地域振興課

- **企画提案書の作成に係る留意事項・・・ 2**
- **本事業の概要・・・ 3、4**
 - ・本事業の趣旨や背景、都道府県過疎地域等政策支援員に期待する役割等
- **特定地域づくり事業協同組合制度概要・・・ 5～10**
 - ・制度概要について、国の説明資料を転載
- **都道府県過疎地域等政策支援員制度概要・・・ 11、12**
 - ・制度概要について、国の説明資料を転載

企画提案書の作成・面接に係る留意事項

<企画提案書の作成について>

■ 提案内容

- ・提案内容は、どのような人物を「静岡県過疎地域等政策支援員」として提供することができるかを記載してください。
- ・別紙 1 仕様書「3 静岡県過疎地域等政策支援員の要件」のうち①～④の必須要件については、提案する人物が当該要件を満たしていることを明記してください。
※必須要件を満たしていることを企画提案書で確認できない場合は、当該項目の評価が0点となりますので、ご注意ください。

■ 見積り

- ・委託費は、提供人材の person 費及び活動費のみで積算してください。
- ・受託事業者の事務に係る費用については当該委託費の対象外となります。
- ・提供人材が活動の中で、所属事業者のリソース（備品、人材等）を利用する場合は、活動費の中に使用料や報償費として計上してください。

<面接について>

■ 面接の実施方法・時間

- ・面接は、原則として、オンライン（Zoom）で行います。
- ・面接は、令和 6 年 3 月 26 日に実施しますが、時間及び Zoom のミーティング ID 等については、前日までに別途、様式 1 参加表明書に記載の担当者へ電子メールにより連絡します。

本事業の概要①

■ 概要

人口減少が続く過疎地域では、担い手不足が深刻であるとともに、事業者の廃業・撤退等により安定的な働く場の確保も課題となっています。

県は、この担い手不足と働く場の確保の課題を一体的に解決する仕組みとして、「特定地域づくり事業協同組合」制度の活用を、県内過疎地域全体で進めて行く方針です。

そのため、特定地域づくり事業協同組合の設立・初期の運営を支援する人材を、「静岡県過疎地域等政策支援員（以下、政策支援員）」として委嘱し、過疎市町へ派遣することとしました。

■ 特定地域づくり事業協同組合制度の概要

基本的な仕組みは、

- ①地域人口の急減に直面している地域において、
 - ②中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、
 - ③特定地域づくり事業（※）を行う場合、
 - ④都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、
 - ⑤労働者派遣事業（無期雇用職員に限る。）を許可ではなく、届出で実施することが可能
 - ⑥また、組合運営費について財政支援を受けることができる
- というものです。

※特定地域づくり事業

- ア 組合が担い手を直接雇用し、季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者へ派遣するための労働者派遣事業
- イ 地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業の企画・実施
 - ・移住支援事業、ワーキングホリデーなどの短期的な人材確保事業、地域づくり人材のスキル向上のための研修事業 等

本事業の概要②

■ 政策支援員に期待する役割

- ・政策支援員に期待する役割や活動は下表のとおりです。
- ・政策支援員の活動に当たっては、静岡県や静岡県中小企業団体中央会が必要に応じて支援します。

項目	役割・活動内容等
制度普及 ・啓発	<ul style="list-style-type: none">○主な活動内容<ul style="list-style-type: none">・事業者や行政職員向けの制度説明や勉強会の実施○必要な知識等<ul style="list-style-type: none">・特定地域づくり事業協同組合制度及び全国の事例に関する知識・労働者派遣法の知識及び労働者派遣事業の実務の知識
組合の 設立支援	<ul style="list-style-type: none">○主な活動内容<ul style="list-style-type: none">組合の設立を目指す市町及び当該市町の事業者に伴走し、発起人の制度理解の促進、組合員の確保、事業計画・収支予算・労働者派遣事業の実施に必要な各種書類の作成、組合で雇用する派遣労働者の採用等の支援を行う○必要な知識等<ul style="list-style-type: none">・特定地域づくり事業協同組合制度及び全国の事例に関する知識・労働者派遣法の知識及び労働者派遣事業の実務の知識
組合の 運営支援	<ul style="list-style-type: none">○主な活動内容<ul style="list-style-type: none">・労働者派遣事業の中心となる事務局長の業務支援・円滑な派遣労働者の受け入れのための事業者支援・円滑な派遣業務従事のための派遣労働者の支援

特定地域づくり事業協同組合制度 (国説明資料転載)

特定地域づくり事業協同組合の制度概要

<人材の地方回帰の土台として『雇用の場』が必要>

「地域づくり人材確保事業」

一つひとつの事業体でみると通年や終日の仕事がないが、
地域の産業の力を結集（組み合わせ）し、
年間を通じた仕事として、給与水準も確保することにより、
安定した雇用を創出し、**地域の担い手**を育てる事業

さらに期待されるのは・・・

- ・ 地域産業の持つポテンシャルを生かした各種施策の展開
- ・ 地域おこし協力隊の任期終了後の雇用の受け皿としての役割
- ・ 薄く広く住民からの出資や寄附を募ったり、地域貢献活動への参加など、公益性を前提とした、地域の創意工夫による多様なアイデア創出 etc.

特定地域づくり事業協同組合の制度概要

特定地域づくり事業に関する政府の方針等の記載について

◎ 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～

3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～

(8) 分散型国づくりと個性を生かした地域づくり

地域づくり人材の確保や農山漁村体験を推進し、過疎地域、離島、豪雪地帯、半島、奄美、小笠原等の条件不利地域対策に取り組む。

◎ 「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）

第3章 各分野の政策の推進

4.ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

(1) 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

①質の高い暮らしのためのまちの機能の充実

ii 魅力的な集落生活圏の形成（「小さな拠点」の形成等）

【具体的取組】

(a) 「小さな拠点」の形成の推進

・地域人口の急減に直面している地域においては、農林水産業、商工業などの地域産業をはじめ、地域の担い手不足に対処する必要があることから、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域社会の維持・地域経済の活性化を図り、地域づくり人材のベースキャンプとして機能するよう支援する。

（内閣府地方創生推進事務局、総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室、厚生労働省職業安定局需給調整事業課、農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課、中小企業庁経営支援部経営支援課）

◎ 「成長戦略実行計画」（令和3年6月18日閣議決定）

第14章 地方創生

8. 地域づくり人材の確保

人口急減地域特定地域づくり推進法に基づき、人口急減地域における地域経済等の担い手確保を図る。

◎ 「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）

13. 地方創生

(8) 地域づくり人材の確保

成長戦略実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

特定地域づくり事業協同組合の制度概要

■ 根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律
(令和2年6月4日施行)

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒ 人口流出の要因、Uターン・Iターンへの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

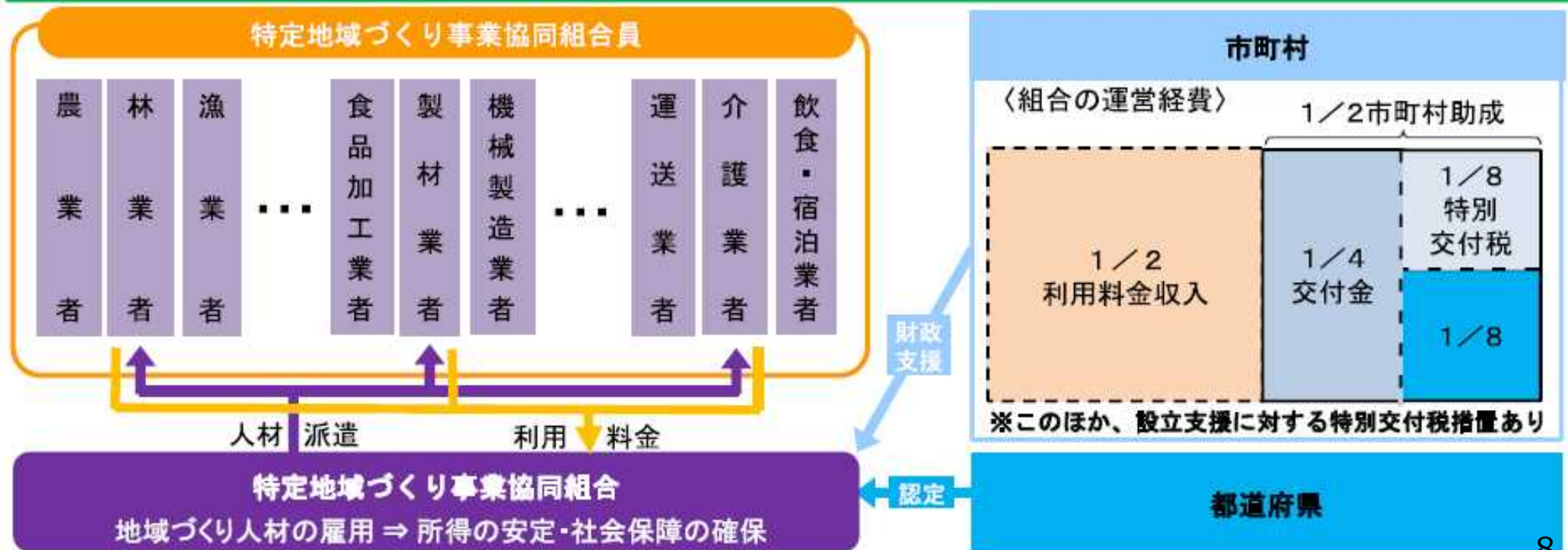
- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒ 地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

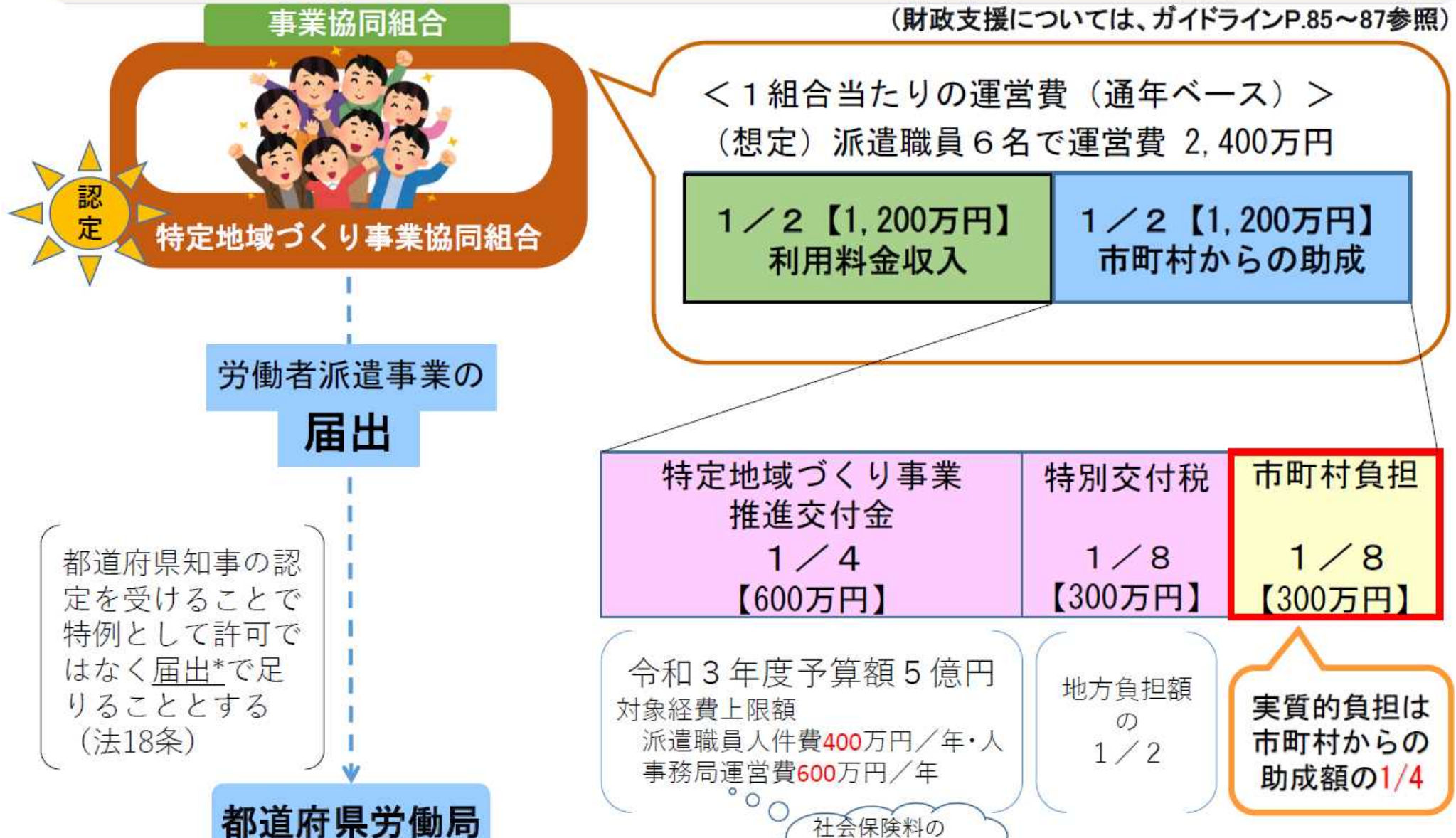
特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能



特定地域づくり事業協同組合の制度概要

労働者派遣事業の届出と財政支援

(財政支援については、ガイドラインP.85～87参照)



*労働者派遣事業の届出については、労働局と十分相談することが重要。
手続きの詳細は、厚生労働省令や通知を参照願います。

特定地域づくり事業協同組合の制度概要

特定地域づくり事業協同組合に対する財政支援の留意点

(詳細はガイドラインP.85～87参照)

【国庫補助】

○ 制度の健全な運用を確保するための仕組み

① 複数の事業者への職員派遣

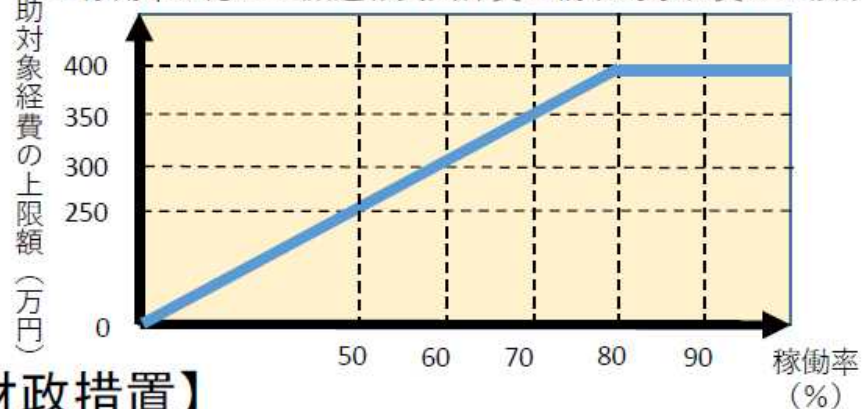
・ 派遣職員の一の事業者での労働時間は**総労働時間の8割以内**

② 労働需要に応じた職員の確保

・ 派遣職員の**稼働率が8割未満**の場合は上限額を**稼働率に応じて漸減**

8割を超える場合は、
当該派遣職員の人件費
は**全額が対象外**

補助対象経費の上限額 > 稼働率に応じた派遣職員人件費の補助対象経費の上限額 <



・ 経理的基礎形成への支援
・ 設立準備への支援
(関係団体との設立準備協議会等の開催、組合設立準備に必要な調査、
手続に係る経費等)

【地方財政措置】

○ 特定地域づくり事業推進交付金に係る**地方負担** (措置率1/2)

○ 特定地域づくり事業協同組合の**設立支援**に関する**地方単独事業**に係る**市町村負担** (対象経費の上限額 300万円、措置率1/2)

※ このほか、組合職員の確保のために移住・定住対策に要する経費について、既存の移住・定住対策に係る特別交付税措置 (措置率1/2 (財政力補正あり) 等) も活用可能

都道府県過疎地域等政策支援員制度 (国説明資料転載)

都道府県過疎地域等政策支援員

○ 過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、都道府県が専門人材を雇用又は委託し、過疎地域等を支援する経費について特別交付税措置を講じる。

対象団体

都道府県

対象経費

都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費(報償費、旅費、委託費等)

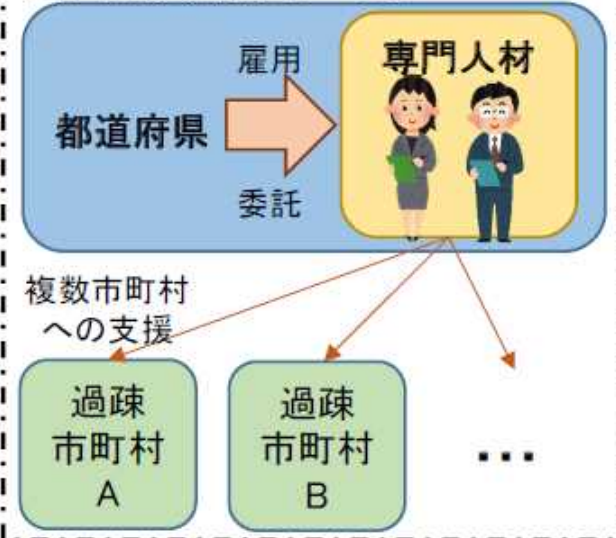
要件

- ① 過疎地域その他の条件不利地域(過疎、山村、離島、半島、奄美、小笠原、沖縄)を有する複数の市町村への支援が対象
- ② 市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事すること
- ③ 都道府県の過疎計画に記載があること 等

財政措置

- ・対象経費の上限額 年間560万円/人
- ・措置率0.5
- ・財政力補正あり

【専門人材の活用イメージ】



業務の例

- ◎産業振興(農林水産業)
 - …販路拡大、ブランド化、6次産業化、経営指導、スマート農林水産業、担い手確保 等
- ◎産業振興(商工業、その他)
 - …サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、創業支援、特定地域づくり事業協同組合支援 等
- ◎産業振興(観光)
 - …観光戦略、DMO支援、観光・宿泊施設の経営改革、インバウンド対策 等
- ◎地域における情報化
 - …情報通信技術の利活用 等
- ◎地域公共交通の確保
 - …地域公共交通網の維持・再編、新技術活用 等
- ◎生活環境の整備
 - …水道事業経営 等
- ◎高齢者等の保健・福祉
 - …地域包括ケアシステム、子育て支援 等
- ◎医療の確保
 - …医療政策支援 等
- ◎教育の振興
 - …ICT教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育 等
- ◎集落の整備
 - …集落対策、空家対策 等
- ◎地域文化の振興
 - …文化財保護 等
- ◎再生可能エネルギーの利用推進
 - …再生可能エネルギーの導入支援 等